

11月は、Sマーク標準営業約款普及登録促進月間です。



Sマークのある 理容業 美容業 クリーニング業 めん類飲食店 一般飲食店 は、



安全であること
afety



清潔であること
anitation



安心であること
tandard

3つのSを約束します。

私たちは Sマークのお店です。

主催：公益財団法人全国生活衛生営業指導センター・都道府県生活衛生営業指導センター

Sマークって何？
詳しくはこちら



厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した信頼できるお店の証
安全・安心の目印「Sマーク」に登録しましょう！

理容店・美容店・クリーニング店
めん類飲食店・一般飲食店を営業の皆様へ
11月は、Sマークの普及登録促進月間です！！

「令和8年度標準営業約款普及登録促進月間」
街頭啓発活動のお知らせ

令和8年10月26日（月）

午後2時30分から午後3時まで

JR福島駅（東口）駅前広場において実施します

標準営業約款登録業者の方

- 「厚生労働大臣認可標準営業約款登録店標識」が交付されます（実費負担）
- 振興運転資金にかかる貸付利率が優遇
振興計画認定組合の組合員で、かつ標準営業約款登録業者である場合